

## 令和5年度労働者数照会につきまして

一般社団法人高崎労働基準協会

平素、当協会の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

毎年この時期に労働者数等の照会をさせていただいておりますが、以下の事項にご留意いただきまして、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

### ① 協会費について

協会費は、労働者数の規模により決められており、毎年行う本照会のご回答をもとに決定させていただいております。協会費のお支払いにつきまして、口座振替を希望されている会員事業場様には毎年4月の中頃に口座引き落としのご連絡をし、それ以外の会員事業場様には毎年6月にお支払いをお願いするご連絡を差し上げていますので、よろしくお願い致します。

#### ◎協会費

| 労働者数規模    | 協会年会費   | 労働者数規模    | 協会年会費   |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 0人～9人     | 5,000円  | 200人～299人 | 22,000円 |
| 10人～19人   | 6,000円  | 300人～499人 | 33,000円 |
| 20人～49人   | 8,000円  | 500人～999人 | 44,000円 |
| 50人～99人   | 12,000円 | 1000人以上   | 60,000円 |
| 100人～199人 | 17,000円 |           |         |

### ② 退会について

都合により退会される場合には、事務局あて退会届をご提出ください。4月以降に退会された場合には、新年度分の協会費の支払いが発生します。退会をお考えの方は3月末までに退会届をご提出ください。退会届の用紙は、当協会ホームページに掲載していますが、ご連絡をいただければ送付いたします。

### ③ 事業場名等の変更につきまして

照会書に印刷してあります事業場名等に変更がありましたら、恐れ入りますが変更箇所を訂正して、ご回答（FAX）ください。

### ④ 講習案内の送付につきまして

講習案内及び講習申込書は当協会のホームページから印刷できますが、ご連絡いただければFAX又は郵送いたします。

なお、講習の申込はあらかじめ電話にて予約番号を取っていただければ、ホームページからネットで申込書の提出ができます。